

化学肥料低減実施報告書の保管書類一覧

A 有機栽培、特別栽培、京都こだわり栽培の方

化学肥料低減実施報告書は、Aに記載をしてください

有機農産物や特別栽培農産物の認証を受けているなど、全作付面積の半分以上を占める作物又はこれに準ずる作物群のうちの2品目以上で化学肥料の2割縮減を大幅に超える対応が行われていることを証明できる場合は、これを確認することで、取組要件を満たしているものとされます。

取組メニューの記載（○・◎）を省略できるもの	作付概要欄の記載例	証拠書類等
有機農産物	品目名（有機）	有機農産物(JAS)認証の写し
特別栽培農産物	品目名（特別栽培）	栽培履歴の写し
京都こだわり農法	品目名（京都こだわり）	栽培履歴の写し

(注) 1. エコファーマーは、○省略技術の対象外です。

B A以外の方

※ 表末尾の<留意点>を必ずご確認ください。

化学肥料低減実施報告書は、Bに記載をしてください。

取組メニュー	取組例、補足事項等	証拠書類等
ア 土壌診断による施肥設計	・土壌診断の結果に基づいた施肥設計の見直し。	・土壌分析結果及び施肥設計を見直した結果の記録(作業日誌など) ・養液栽培の場合、管理記録
イ 生育診断による施肥設計	・葉色や生育度合いを確認して施肥内容を調整したものの。	・生育診断した結果及び施肥設計を見直した結果の記録(作業日誌など)
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入	・京都府(当該地域)の慣行と比べて低投入型の施肥設計を導入した場合。	・その施肥設計が、慣行と比べて低投入だとわかるもの(地域の栽培こよみ(慣行)及び自分の施肥設計)。
エ 堆肥の利用	・堆肥を利用した場合	・①又は②のいずれかを保管 ①購入の場合、請求書又は領収書 ②施用したことが分かる作業日誌(写真があれば、添付)。
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)	・汚泥肥料を利用した場合	・①又は②のいずれかを保管 ①購入の場合、請求書又は領収書 ②施用したことが分かる作業日誌(写真があれば、添付)。
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)	・普通肥料・特殊肥料として、家畜ふん(鶏ふん、豚ふん、牛ふんなど)、食品かすなどの国内資源を利用する場合。購入、無償、自家消費等いずれでもよい。	・①又は②のいずれかを保管 ①購入の場合、請求書又は領収書 ②施用したことが分かる作業日誌(写真があれば、添付)。

<p>キ 有機質肥料 (指定混合肥料等を含む)の 利用</p>	<p>・動植物質の肥料、有機入り 複合肥料などの利用</p>	<p>・①又は②のいずれかを保管 ①購入の場合、請求書又は領収書 ②施用したことが分かる作業日誌 (写真があれば、添付)。</p>
<p>ク 緑肥作物の 利用</p>	<p>・緑肥作物の利用。レンゲ、ヘ アリーベッチ、イタリアン ライグラスなど</p>	<p>・①又は②のいずれかを保管 ①購入の場合、請求書又は領収書 ②利用したことが分かる作業日誌 (写真があれば、添付)。</p>
<p>ケ 肥料施用量 の少ない品種 の利用</p>	<p>・慣行と比べて施肥量が少なく てすむ品種の利用</p>	<p>・①又は②のいずれかを保管 ①種子や苗購入の請求書又は領収書 ②利用したことが分かる作業日誌 (写真があれば、添付)。</p>
<p>コ 低成分肥料 (単肥配合を 含む)の利用</p>	<p>・リン酸、加里成分の含有量 を減らした複合肥料や、慣 行の銘柄よりも窒素、リン 酸、加里成分の総量が低い 複合肥料の利用 ・農業者等が自ら単肥を配合 したものも含む。 ・農業者が自ら慣行の銘柄よ りも肥料成分が低い肥料を 使用したことを説明できる よう書類等を残しておいて 下さい。</p>	<p>・慣行と比べて低成分だとわかるもの (地域の栽培こよみ(慣行)及び自 分の施肥設計の記録) ・上記のほか、①又は②のいずれかを 保管 ①購入の場合、請求書又は領収書 ②施用したことが分かる作業日誌 (写真があれば、添付)。</p>
<p>サ 可変施肥機 の利用(ドロー ンの活用等も 含む)</p>	<p>・可変施肥機、ドローンなど 活用した散布</p>	<p>・可変施肥機で散布したことがわかる 作業日誌など(写真があれば、添付)。</p>
<p>シ 局所施肥(側 条施肥、うね立 て同時施肥、か ん注施肥等)の 利用</p>	<p>・側条施肥機能付き田植機、 植付け機の利用等</p>	<p>・実施したことがわかる作業日誌など (写真があれば、添付)。</p>
<p>ス 育苗箱(ポッ ト苗)施肥の利 用</p>	<p>・育苗箱(ポット苗)施肥をし たもの。</p>	<p>・実施したことがわかる作業日誌など (写真があれば、添付)。</p>

<p>セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し（ア～スに係るものを除く。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ア～スにあてはまらない施肥量・銘柄の見直し(使用量節減・コスト節減の根拠となる資料を用意すること) 	<ul style="list-style-type: none"> ・見直し前と見直し後がわかるもの（地域の栽培こよみ（慣行）及び自分の施肥設計）。 ・購入の場合、請求書又は領収書。見直したことがわかる作業日誌でもよい（写真があれば、添付）。 ・養液栽培の場合、管理記録（改善や時期延長がわかるもの）
<p>ソ 地域特認技術の利用（茶の硝酸化成抑制剤入り肥料の利用）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・茶に硝酸化成抑制剤入り肥料を利用する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・①又は②のいずれかを保管 ①購入の場合、請求書又は領収書 ②施用したことが分かる作業日誌（写真があれば、添付）。

<留意点>

- 1 本表はあくまでも例です。本表にない技術であっても、化学肥料の2割低減に向けて資する技術であれば取組としてかまいません。
- 2 1つの取組が2以上のメニューにあてはまる場合は1つを選択してください。1つの取組で2つの取組メニューに○や◎を付けることはできません。（国Q&A問4-12）
 - （例1） 施用する肥料について、有機質入り（キ）の低成分肥料（コ）を施用した場合、キ・コのどちらかを選択する（両方には○できない）。
 - （例2） 施用する肥料を有機質入り（キ）肥料とし、その施肥方法を局所施肥（シ）とした場合、取組が違うのでキ・シの両方に○ができる。